

平成31年 2月18日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大西 一史

議案番号	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第 94 号	(1) 大江第二団地(所在地：熊本市中央区大江2丁目919番1) (2) 南熊本第二団地(所在地：熊本市中央区南熊本2丁目3番1)	熊本市営住宅管理(中央・北・西)共同企業体 代表者 熊本市中央区辛島町4番35号 株式会社 明和不動産管理 代表取締役 川口 圭介 熊本市中央区帯山4丁目18番1号 株式会社 キューネット 代表取締役 西川 尚希	自 各施設の 供用開始 の日 至 平成32年 3月31日
議第 95 号	(1) 秋津第二団地(所在地：熊本市東区秋津3丁目1387番) (2) 塚原第二団地(所在地：熊本市南区城南町塚原57番3) (3) 舞原第一団地(所	熊本市営住宅管理センター共同企業体 代表者 熊本市中央区九品寺2丁目6番57号 株式会社 コスギ不動産 代表取締役 小杉 周司	自 各施設の 供用開始 の日((2) にあって は、平成 31年4月 1日)

	在地：熊本市南区城南町舞原 3 9 4 番 1) (4) 舞原第二団地(所在地：熊本市南区城南町舞原 2 4 7 番 1) (5) 舞原第三団地(所在地：熊本市南区城南町舞原 1 6 6 番 4)	兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号 日本管財 株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	至 平成 32 年 3 月 31 日
--	---	---	--------------------------

(提出理由)

市営住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。